

# 新史料・松江藩儒桃節山『日誌(南学)』について

—解題と本文史料—

磯 辺 武 雄

本史料『日誌(南学)』(以下、本日誌といふ)は、松江藩校修道館の最後の皇學儒學(南学)大教授であつた桃節山(名は好裕、字を君綽、通称を文之助といい、号を節山、脩齋といった)が、明治四年(一八七一)十月二十八日から同年十二月二十七日までの、わずか二ヶ月間にわかつて記した日誌である。

本日誌が記されたこの時期は、新時代に即応すべく明治維新政府ばかりでなく、同政府の施策方針に対応しながら多くの各藩によつても積極的な藩政改革がおしすすめられていた時であつた。例えば、藩政改革の一つである教育改革では、明治維新政府は、明治元年(一八六八)以来、教育機関の積極的な整備に着手しているが、特に明治二年(一八六九)二月制定の「府縣施政順序」の中で重要施策の一つとして「小學校ヲ設ル事」をあげ、さらには明治三年(一八七〇)二月に大学において「大學規則」および「中小學規則」を制定している。維新政府のこうした施策に対応して、各藩の多くが新時代に即応すべく藩政改革の大きな柱の一つとして教育改革に取り組んでいる。

松江藩では、明治二年八月「管内十郡各一二所ノ鄉校ヲ設ケ從前寺

子屋ト稱スル者ノ類ニ教則ヲ領チ之ヲ本郡ノ鄉校ニ總ヘ鄉校ノ事悉ク之ヲ修道館ニ總ヘ四民皆学ハサル者無ラシメントノ着眼ニテ其法稍備ハリタレトモ其事未タ行ハレス」して、管内十郡に各一、二ヶ所の郷校を設け、これを中心に郡内各地に教導所をおし広める計画を立てていた。特に、「四民皆学ハサル者無カラシメントノ着眼」は、諸般の事情で具体化されなかつたものの、この着眼は、まさに後の「学制」の精神に通じるものとして注目に値する。また、明治三年十二月には「宇内ノ形勢次第ニ致變遷隨テ學術モ從前ノ儘ニ難被差置」として修道館の学則を改正し、皇漢学(一級から三級まで)、洋学(下、中、上等の三等)、書学、技芸(数学以下、中、上等の三等)、武技(劍術、柔道、躰術、水泳、調馬)の四学科にまとめている。この四学科では士卒の子弟は八歳から必ず修学するものとし、その能力によつては二十五歳まで学習するものとしている。そして廢藩置県の直前の明治四年(一八七一)五月には、藩校に大改革を加え、これまでの土卒中心の教育から庶民をも含めた教育へ、さらには藩のための教育から国家的視野に立つた人材養成の教育へと、その性格を大きく変容させた。

この変容の背景の一つには、当然ながら近々、維新政府による新しい学制公布がなされるであろうことを、一部の為政者たちも予め予測していたからではないかとも推察される。この大改革では、藩校修道館について「松江表ニ於テ學校ヲ設ケ皇學漢學合併シテ之ヲ南學ト稱シ習書ヲ附屬シ洋學ヲ北學ト稱シ數學ヲ附屬シ總稱ヲ修道館ト名ツク別ニ醫學所ヲ設ケ西學ト稱シ病院ヲ附屬ス此三學ヲ合セテ大教授以下ノ官員ヲ置キ各員擔ヲ分チ教ヲ掌ラン（南北學等ノ名稱ハ校地ノ方位ニ因テ名ノク）（中略）生徒七歳ヨリ入學セシメ皇國ノ事及ヒ漢字ヲ知ラシメンカタメ先南學ニ於テ素讀習書ヲ教ユ十三歳ニ至レハ普通課ノ規則ヲ以テ南北兩學ニ於テ皇漢洋及數學ヲ兼子學ハシメ傍ラ劍術ヲ教フ但劍術ハ其志ニ任セ必シモ責メス十六歳ニ至レハ教官ノ試鑑ヲ以テ南北西三學ノ内專學ヲ許ス但三學ニ於テモ亦各専門ノ科目アリ尤專學ノ者タリトモ餘力アリテ他ノ學ヲ兼ント欲スル者ハ之ヲ許入（中略）生徒階級南學ハ七等北學ハ九等西學ハ七等ニ分シ教授試験シテ進等ヲ許ス三學トモ生徒正變二則三分チ正則生ハ五十音ヨリ順次ニ學ヒ變則生ハ訓讀解意ヲ主トス尤入寮生ハ必ス正則ニ從フ但七歳ヨリ二十歳マテヲ正則生トシ二十一歳以上ヲ變則生トス」としている。特にこれまでの主要な科目であった武技を正課から削除し、南學（皇漢學）、北學（洋學）、西學（医学）の三學にした点は注目される。なお、南學には紀伝、明經、明法、文章の四科、北學には法科、理科、文科の三科、西學には内科、外科、眼科、産科の四科の課程を設けた。また庶民教育機関においても明治四年五月「各所ニ設置スル所ノ鄉校及ヒ寺子屋ト稱スル者ヲ悉ク改テ

教導所ト名ツケ之カ學則ヲ領チ其法ヲ一ニシ教導所取締ヲ置キ又郡吏ヲシテ其事ヲ兼務セシム而シテ毎郡各一所ノ教導所ヲ以テ其長トナシ合セテ之ヲ修道館ニ管轄ス其前後設クル所ノ教導所ハ無慮百九十餘ナリ（以下略<sup>(5)</sup>）して、藩内の庶民教育機関すべてを藩学校（南學、北學、西學）の下部組織として位置づけ、藩内の庶民教育の改革へも取り組んでいる。

本日誌は、こうした松江藩の近代公学校へ向けての序曲ともいいうべき教育改革期のものだけに、当時の教育体制の一端を窺い知る上で絶好の史料の一つといえよう。

さて、本日誌の中からいくつかを摘出してみよう。十月二十八日の条によれば、当時の南學教員には大教授（桃節山）のはかに、大助教、中助教、少助教。中助教心得、少助教心得があり、さらに大得業生、中得業生、少得業生もあったことを知ることができる。しかし、これを明治四年改定の修道館職員表（『日本教育史資料二』四八一頁）と比較すると、修道館職員表では少教授、大助教出仕、少助教出仕なども設けられているものの、本日誌ではこれらは記されていない。このことは、職制としては設けられていても、南學においては、実際の運営面上でこれらの教員がいなかつたためであろうか。その反面、修道館職員表には記されていなかつた中助教、中助教心得、少助教心得、さらには大得業生、中得業生、少得業生を設けていたことは注目されよう。また、「鄉校官員は懸學校ノ分課ニ相成大助教以下ニ而引受候御議定ニ候事」として、大助教以下の教員を鄉校（教導所）教員とし

ても兼ねさせている。これは、明治四年五月の教導所学則制定の中、「教導所教師其地ニ相當ノ人ナキトキハ學校大助教以下ヲ以テ之ヲ兼ネシム」(『島根県近代教育史第三卷資料編』十一頁)といふことの具体化であろう。また、講義生には、「上、中、下」の三等があり、「入寮之儀は中等生以上見込有之面々止可被申付候事」としている。さら

に講義生上等の教育課程に「萬國公法」を新たに含めたことは、注目される。十二月二十四日の条では「學校稽古始今後正月八日納メハ十二月廿七日ニ相改候(以下略)」とし、同月二十八日の条では学校開講の節の祭神拝礼の順序を記している。

以上、本日誌の内容のごく一部についてふれてみたが、本日誌が記されたこの時期は、まさに前近代的諸学校が近代公学校へと連続・非連続してゆくプロセスにあたる。その意味で、本日誌はわずか二ヶ月ばかりの短期間の記録とはいえ、この期のプロセスの一端を知る上で貴重な史料といってよい。こうした判断から、今回、本日誌の全文を本稿ではじめて明らかにした次第である。これまで未発表(未発掘)の本日誌が、本稿によつて学制公布前後の学校史研究、ながんずく近代的諸学校の近代公学校への連続・非連続性のプロセスについて、いささかでも明らかにすることにお役に立てれば幸甚である。今後、未見の地域教育史料が発掘され、この期の教育体制がより一層体系的に明らかにされてゆくことを期待している。

さて、本日誌は桃節山のご令孫で、今は亡き桃裕行先生(元・東京大学名誉教授)のご生前の折、先生のご厚意により筆者が写真複写さ

せていただいたものである。改めて先生の御靈に深く感謝申し上げる次第である。なお、最後になつてしまつたが、本日誌の解説にあたつては大迫徹郎、井原政純の両氏から多大のご教示をいただいた。ここに両氏に対して厚く感謝申し上げる次第です。

#### 注

- (1) 島根県近代教育史編纂編『島根県近代教育史第三卷資料』島根県教育委員会、昭和五十三年三月、一頁  
(2) 文部省編『日本教育史資料二』臨川書店、昭和四十七年十二月、四六一頁

- (3) 前同書 四六八頁  
(4) 前同書 四七〇頁

- (5) 前同書 四六五頁

- (6) 桃節山の修道館祭神説については、谷口廻瀬著『島根儒林傳』谷口廻瀬先生還暦記念刊行会、昭和十五年九月、一四四頁~一四七頁を参照されたい。

#### (付記)

- ①桃節山の経歴については、拙著『郷校取調巡回日記十五・第十九中学区巡回日記』(東京・巖南堂書店発行)の中で詳述しているので、本稿では割愛した。

- ②桃節山および松江藩(県)における学制公布前後期における教育体制について、以下の拙著等もご参照いただければ幸甚です。  
※拙著『郷校取調巡回日記十五・第十九中学区巡回日記』東京・巖南堂書

店、平成元年十月

※拙著『新史料・公私要記（桃節山）について』平成三年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書、敬文堂、平成四年三月

※拙著『学制実施における前近代的諸学校の近代公学校への連続・非連続性に関する実証的研究——旧出雲国（島根県）を中心として——』平成四年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書、敬文堂、

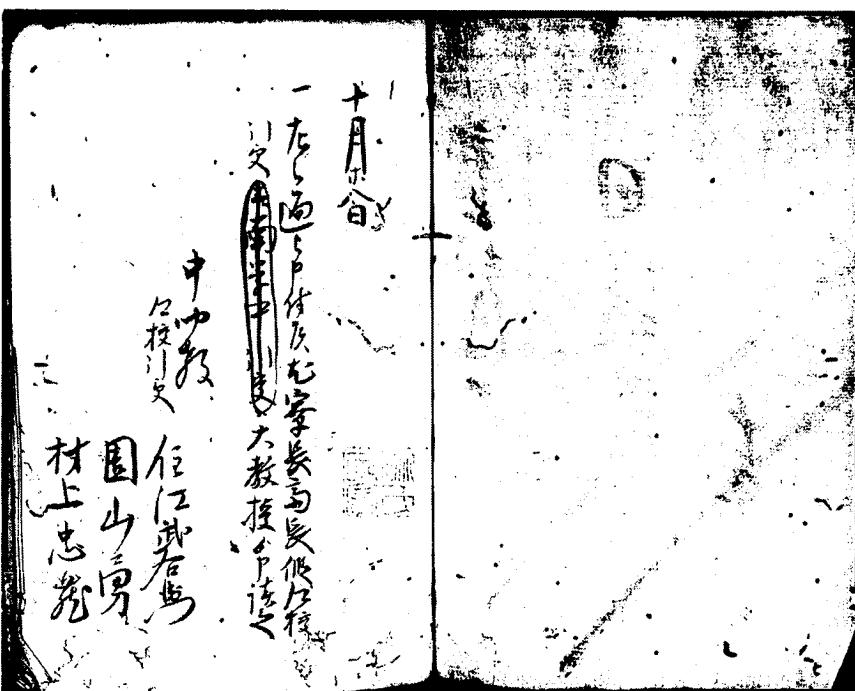
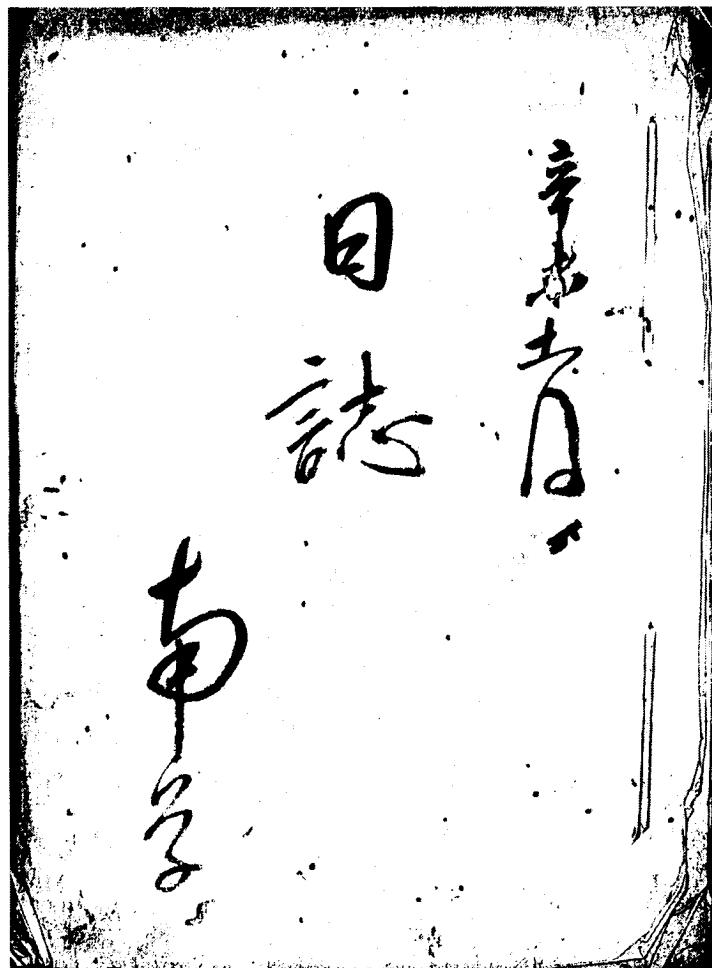
平成五年四月

※拙稿「学制前における松江藩の教育近代化について」国土館大学文学部人文学会紀要別冊第一号、平成元年三月、

※拙稿「新史料・儒学校日記（桃節山）について」国土館大学文学部人文学会紀要別冊第二号、平成二年三月、

※拙稿「儒学校日記（桃節山）について」日本教育史研究第九号、日本教育史研究会、平成二年八月、

史料・桃節山『日誌(南學)』



宰

廣河邊郎

中川次郎

西尾千代

高長

中  
聖口強典

大野志郎

内田宗次郎

大山教

吉原義道

山木萬人

田中寅市

中野義成  
銭木良雄  
大山久一

桂川文

山东久之丞

佐川保

佐川保

藤多國

藤多國

学校中野義成

久桂川文高有輔

永富寺義

奉松固

大河葉生  
吉川文高  
平八

『本文史料』

十月廿八日

一左之通被申付候尤寮長齊長假鄉校引受大教授方申談之

中助教

鄉校引受

寮長

齊長

少助教

住江武右衛門

園山勇

村上忠藏

広田逸郎

中川次郎

西尾千城

内部敏彦

野口敬典

大野泰

内田宗次郎

山本義盾

眞野謫人

森山良輔

鈴木茂

中野嘉一

鄉校引受

學校中助教心得

同斷少助教心得

大得業生

鄉校引受

中得業生

間嶋賀集  
佐川環  
寺田豐秋  
山本久之丞  
黒沢保古根  
荻野櫛  
鈴木豈三郎

齊藤輪平  
永泉寺天鱗

宮崎軍八  
渡部寛一郎

坂井望月  
高畠村田俊雄  
奥村成之介

香西藤右衛門  
重徳俊雄  
得善

村上中助教  
内田中助教  
田中中助教  
寺田少助教

香西藤右衛門

永泉寺天鱗  
秦松園

右同断詩文世話兼  
講堂詰和歌世話兼

書生寮詰

寮長

句讀齊詰

同齊長

井上敏慎	藤布 <sup>カ</sup> 章周	中嶋渚
村上琢磨	玉井事	安達確郎
舟越俊明	伊原次右衛門	岡本朗
秋庭真俊	丹羽能武雄	野津
小谷庄左衛門	拓植物之丞	藤布 <sup>カ</sup>

一左之別紙四通大教授より申談之  
南学中引受左之通可被相心得候事  
講堂詰

高橋大助教	永田大助教	木村大助教	園山中助教
-------	-------	-------	-------

句讀齊詰習書引受

玉井 事

鈴木少助教  
森山少助教

間寫少助教

佐川少助教

黒沢少助教

荻野少助教

鈴木少助教

村田 俊雄

高畠 得善

望月 重徳

坂井 忠篤

中嶋 渚

安達 碇郎

岡本 朗

野津 章周

井上 敏慎

舟越 俊明

伊原次右衛門

秋庭 真俊

鄉校引受

田中 良輔  
勝部 真樞  
住江中助教  
山本少助教  
齊藤 輪平  
宮崎 軍八

一此度學校規則被相改候間左之様ニ御承知可有之候  
一學校名目左之通被相改候事

皇漢學校

洋學校 南學

醫學校 西學

一學校官員別紙一印之通被相改候

尚又此餘三等之學生被相立學校内ニおゐて  
申付爲御了簡左之通被下候御議定ニ候事

一等學生

金五圓

二等學生

金三圓

三等學生

金一圓

一 鄉校官員は縣學校之分課ニ相成大助教以下ニ而引受候御議定ニ候事

一 學則別紙ニ印之通被相改候間右順序ニ從ひ世話可有之候尤學則外之書ニ而も生徒餘力有之自分志ヲ以讀候は可爲勝手候鄉校學則茂同様

可被相心得候事

一 前文之通ニ付講義生上中下三等ニ相立講堂詰助教三組ニ分れ世話可

有之入寮之儀中等生以上見込有之面々江可被申付候事

一 掌籍書記被廢俗事ニ致關係候儀都而學校引受之附屬ニ而取計候御議

ニ候事

一 教官之面々一同日勤字限嚴重相立出勤有へく事

一 鄉校引受之面々帰郷中は講堂へ可有出勤候事

素讀  
下等

五十音 大統 地名  
孝經 論語

上等

職原抄 詩經 書經  
神代正語

講義

下等

國史略 孝經 十八史略  
中等

日本書紀 日本外史 論語

元明史略 瀛環史略  
上等

日本書紀 綱鑑易知錄 萬國公法

メ  
主米之丞  
卒周助  
二等學生  
田中林太郎

高木晴之助  
井上  
鍼弥  
大野 豊省

泰弟

芦田 素道

桑原良次郎

小泉 佐市

高木晴之助  
井上  
鍼弥  
大野 豊省

一等医柳庵  
伴

卒金藏  
二男

卒文藏  
伴

三等學生  
仲右衛門  
一男

太田 德基  
健次  
伴

甚五兵衛  
一男

善太夫  
伴

乃木盛一  
恭

又兵衛惣

慎一弟

伊平二男

五郎八弟

九兵衛惣

雄介惣

李大夫惣

同人二男

一等医拙庵惣

卒

卒江惣太惣

卒貫二惣

卒票感惣

卒素一郎惣

卒駒感惣

卒甚一郎惣

卒大助惣

卒孫感惣

卒門七惣

卒甚八惣

一大教授より園山へ寮長差免候旨申談之

堀江 碧  
岡 功  
本郷豈之丞

田中菊之助  
佐野 主善  
本多 松弥

小川順三郎  
小川銀之助

枚成 三郎  
石原久之助

松崎六太郎  
高橋善太郎

小畠大五郎  
木村翔之助

植原虎之丞  
木村金之助

伊藤蔓之助  
熊沢辰之助

渡部鹿太郎  
上ノ田健三郎

野口 敬典

寺田 豊秋  
中川 次郎

右齊長申付候事

右句讀齊引受申付候事

十一月五日

但紙は御渡可申事  
十一月五日  
学校引受  
南学  
北学  
西学  
劍術  
教授御中

一齊藤輪平儀今日郷校ヨリ帰郷いたし候旨申届之

一此度生徒廻り字限規則相替候ニ付引受より書面相廻り委細は別帳ニ記し置此所ニ略ス

十二日

一左之通大教授より銘々へ申談之引受へ申届之

西尾中助教

内部中助教

古野中助教

山本中助教

南学  
北学  
西学

劍術所

一来ル十八日豊明節會被行候ニ付学校教官得業生迄左之通於學館御酒肴下賜候ニ付本日第八字禮服着用同所江出頭可致旨ニ候條此段御通達有之所候也

学校教官得業生迄

右於學館拝賀

但御酒肴モ於同所下賜拝賀式は適宜ニ任ス

十五日

員へ及通達置候

成瀬金右衛門

佐野  
寿一

〔豊明節會ニ付御酒肴下賜候節手續左之通〕

一神床前ニ三方一ツ備置大少教授一人ツゝ罷出拝禮終而西杉左前江着座之事

十一月十二日

右之通被申渡候ニ付及爲知候事

十六日

一別紙之通申來候ニ付及御知らせ候尤拝賀式ハ南學ニおいて有之候間第七字頃迄ニ御出頭可有之候且溜所は南學句讀齊ニ相定候間御承知可有之候事

十一月十六日

学校引受

一右濟而三方ニツツ相備三助教兩人ツ、拝礼し終而中ノ間西中ノ柱際より北廂前江惣助教着座少助教は中之間南廂前より大玄関際江懸ケ着座之事

一得業生五六人ツ、罷出拝禮いたし終而南廂より中玄関大玄関江懸ケ着座之事

一右それく着座いたし候得は御酒肴被下之候事

十七日

一左之通申届候ニ付引受ヘ申届之

今十一月十七日

住江武右衛門

神門郡郷校へ出郷仕候

十九日

一左之通学校引受ヘ申出之

覚

大清律 唐本四快  
代金六両

右必用之書ニ候得共是迄御文庫ニ無之候処幸ニ當時師老ニ新舶來

候旨有之由ニ候間御買上ケニ相成度奉存候事

十一月廿二日

一齊長カ左之書面差出之

當今御規則諸藝相巡り修行可仕儀御座候處私儀兼而生質虛弱多藝

難仕甚差間罷在候依而何卒南學專務修行仕度奉願候

此段宣敷御執達可被下候以上

十一月廿二日

荒川兼三郎

句讀齊齊長殿

廿四日

一左之通申届候ニ付引受ヘ申届之

今十一月廿四日

森山少助教

(頭書) 妻出産男子出生依之今日カ来月朔日迄血忌引籠罷在候  
「忌無用捨出勤ニ付今月廿五日之日附ヲ一緒ニ差出ス」

廿七日

一齊藤輪平カ左之通申届学校引受江申届之

私儀今十一月廿六日桶縫郡郷校へ罷出候

斎藤 輪平

(頭書) 「十二月廿七日帰郷」

廿六日

一間嶋賀集より左之通申届候ニ付引受ヘ申届之無用捨出勤被申付度書  
面も一緒ニ差出ス

今十一月廿三日妻出産女子出生依之今日カ来廿九日迄血忌引籠  
罷在候

間嶋少助教

十一月二十八日左之通学校掛リ通達有之

一此度御開ニ相成候自力寮私塾杯と唱來候処自今自炊寮と相唱候而ハ  
如何哉

一此迄々ニ當官寮江入舍仕候得は依頼米丈ヶ當人ヨリ差出野菜醤油  
(カ)  
代等宦ヨリ御施作被遣來候処追々自力寮も相開ケ候付而ハ官寮内ニ

自力生有之候此カ不體戴ニ御座候間以来自力生ハ惣而自炊寮に罷出

野菜代等被遣候儀ハ相止度

一自炊寮も寮長ハ設置度

但右校教授人撰教授カ申付候様相成度

右之通相儀候事

別紙之通御定儀ニ相成候間此段及御通達候事

十一月二十八日

三学校劍術所

十二月五日

一山本謫人カミ左之通申届候ニ付学校引受ヘ申届之

私養方從弟掘良藏弟清之助今十二月五日死去仕候依而來ル七日

迄忌中引籠罷在候

方今學問之心得

右南北西學大教授より少助教シヤウジエイ通ヨウ明後七日朝第八字迄ニ但

教キョウ外たりとも有志之面々者可申出事

八日

一左之通引受より大中少助教シヤウジエイ及通達之

別紙人別來申年より普通學課ニ而教導可有之候事

十二月七日

右前文之趣各校引受シヤウジエイニ而其ヒ沙汰可有之事

申ノ十三歳

鮫嶋小四郎

山村國太郎

高村林之助

桧所覓三郎

斎藤学

吉村房之助

布施太郎

近藤榮之丞

和田有之進

武藤ツヨウ二郎

梅原少兼

壹番

松井マツイ五郎  
平賀順之助

渡部金太郎  
部成金太郎

日野鉄三郎  
安井銳之助

岩島恒太郎  
奥村鐵重

中山輔之丞  
仙田幸年

間瀬太郎  
小川寅一郎

增田武三郎  
吉城弥三郎

土岐松弥  
諭訪部縁之助

大原久次郎  
森本房之助

渡部文之進  
江場金之助

島田益太郎  
有源先之丞

奥田朋太郎  
米田十郎

荒木鍊太郎  
坂本爲之丞

井上貫一  
坂本孫三郎

渡部乙三郎  
廣瀬彦太郎

中村嘉一郎  
藍川叔三

昌子房太郎  
石富林次郎

貳番

佐藤治郎輔  
桜井新之助

武保金太郎  
妹尾忠三郎

梶田房五郎  
牧野京之助

伊藤兼太郎  
林順之助

土岐松弥  
大原久次郎

森本房之助  
増田武三郎

渡部文之進  
吉城弥三郎

島田益太郎  
奥田朋太郎

荒木鍊太郎  
坂本爲之丞

井上貫一  
坂本孫三郎

渡部乙三郎  
廣瀬彦太郎

中村嘉一郎  
藍川叔三

昌子房太郎  
石富林次郎

鈴木卯一郎

十日

十二月十四日  
今十二月十四日湯町へ出郷仕候  
右掛り江申届候事

山本久之丞

今十二月十日学校引受被申付旨  
一山科參事より左之通申來ル

同十日左之通御儀定三付学校掛より爲知有之

来ル十三日煤拂ニ付縣廳休暇之事

同十四日住江武右衛門より左之通申届学校引受迄出之<sup>(カ)</sup>

昨十二月十三日帰郷仕候昨夜深更三付今朝申置候

山科 本郎

左之通り学校引定より  
右掛り江申届候事

権少參事山科正興  
学校並監察引請兼勤申付之刑法引受如故  
十二月十日

右之通被申談之候ニ付及爲御知候也  
左之通学校掛江申出候

覺

下等

謹藏悴

右

河合金之進

十二月十五日

一此度御布告有之候書籍之内左之御書物御文庫ニ有之候ニ付今日書  
出ス

出ス

日本後紀

寫本式捨本

弘仁式

同三捨本

豐後風土記

板本壱本

肥前國風土記

同 老本

右素續出精下等上等明ヶ讀慥ニ出来候ニ付取調仕舞候間例之通御聴  
被下度候事

七六

十七

金百疋

高井英太郎

皇漢学下等書籍格別幼少ニ而致明讀候段奇特之事ニ候仍御賞として目錄之通遣之尚追々勉勵可致候事

金百疋充

山口説之助

和田龍三郎

小林正三郎

河合金之進

皇漢学下等書籍致明讀候ニ付爲其賞目錄之通遣候事

金武百疋充

坂本孫三郎

和田栄之進

仙田 東平

皇漢学上等書籍以下同上

右之通今日申渡候ニ付及御知せ候也

十二月十七日

山本  
仁平

一左之通引受より相廻ル

依頼神門郡仮郷校後見差免候事

右之通被申談候ニ付及爲御知候也

十二月二十日

十二月  
十一

一明讀御調ニ付參事ト御知有之

一宮崎軍八儀大原郡郷校ヨリ帰郷いたし候旨申届候ニ付引受へ申届之

十八日

一左之通兩人より相届候ニ付引受へ申届之

今十二月十八日妻出産女子出生仕候依之今日ト來廿四日迄血忌

引籠籠在候

今十二月十七日堀善藏弟ト儀死去仕候爲私徒弟ニ付今日ト

來ル拾ト忌中引籠籠在候

左之通十二月廿日学校掛リ江申出候

覚

捨芥抄 六冊

此代拾五貫文

右專務入用之書ニ候間御買上ヶ司被下候様

十二月廿日

左之通十二月廿日学校懸リト申談有之

山本  
仁平

一左之通引受より相廻ル

依頼神門郡仮郷校後見差免候事

右之通被申談候ニ付及爲御知候也

十二月二十日

但生徒ハ午後二字迄ニ出席可致候新入門之者ハ朝七字入学可致いれも當日被爲□□候事

学校開講之節祭神拝禮順序

元松江縣

一別紙左之通學校引受ち示合別紙之通及返答置

私倅豊之輔儀自力を以東京江龍越皇漢學修行爲仕度奉願候此段

御達可被不候以上

卒

未十二月廿三日

永江甚七

縣廳御傳達所

別紙御示合之趣承知いたし候永江豊之輔儀ハ一通り素讀相仕舞當時講義下等生ニ相成居候間自力修業と申儀ニ候へハ異存無之候尤見込有之と申には無之事

廿八日

十二月廿五日

元松江縣

一左之通學校引受大屬ち教授へ申來北學へ相廻ス且官員へ及通達

學校助教心得并得業生剣術得業生共年頭爲拝賀來正月四日第八時參廳可致候事

但士族并一等医本人は是迄□□□元日ニ可寵出候事

右之通相達候事

辛未十二月廿五日

元松江縣

十二月廿七日

濱井良之助

右學校少得業生可申付

元松江縣

一此度□□來候本大統地名五十音五百部ハ□□□千百拾六貫文之分  
御戻しニ相成

一左之通被申付候ニ付官員へ及知之

傳達所

元松江縣

文武教育假席之もの自今士族子弟卒庶人等之別無ク元旦天長節

參賀可致候事

辛未十二月廿七日

(本學教授・教育學)

大教授ヨリ

助教心得迄

參事より

判任出仕迄

得業生

附屬